

障害基礎年金受給権者所得状況届等市町村事務処理要領

第1 目的

この処理要領は国民年金法施行規則（第36条、第36条の2、第36条の3、第36条の4、第36条の5）に基づき、国民年金障害基礎年金受給権者（年金コード「26」・「63」以下「受給権者」という。）の国民年金受給権者所得状況届又は現況届・所得状況届（以下「現況届及び所得状況届」という。）を提出することにより、引続き年金を受ける権利の有無を確認するために、市区町村における審査及び事務処理の要領を定めるものである。

第2 基本的事項

1. 現況届及び所得状況届の意義

現況届及び所得状況届は、国民年金法施行規則の定めるところにより、受給権者から個々に提出させ、引続き年金を受ける権利の有無を確認するために、毎年7月1日から7月31日までに、前年の所得に対する所得状況届等を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。（ただし、住基ネットにより本人確認情報の提供を受ける受給権者は現況届の提出は不要）

なお、その審査結果によって、当該年8月から翌年7月までの一年間に年金を支給するかどうかを、現況届及び所得状況届により決定されるため、その事務処理は、的確に行わなければならない。

2. 現況届及び所得状況届等の取扱い

(1) 日本年金機構愛知事務センター（以下「愛知事務センター」という。）から受給者へ送付される届（様式1-1～1-8）等は、受給権者等が所定事項を記入し、提出させるものである。

(2) 愛知事務センターから市区町村へ送付される「国民年金障害基礎年金・遺族基礎年金所得状況届連名簿」（以下「連名簿」という。様式2の2-1～2の2-3）に基づき所得審査等を行うこととしているが、従来から、市区町村が作成している「障害・遺族基礎年金所得状況届関係連名簿」（以下「市町村連名簿」という。様式3-2）を使用しても差し支えない。

(3) 受給権者から、現況届及び所得状況届等の提出があったときは、連名簿又は市町村連名簿の記載事項を確認させたいえ、確認印をとる（市区町村送付控連名簿の氏名欄等に）こと。

(4) 次の受給権者は、現況届及び所得状況届の提出は要しない。ただし、⑧～⑩までの受給権者については、所得状況届の提出が必要である。

（支給停止となる者）

①他の公的年金を選択受給している者

②労働基準法の規定による障害補償等を受けている者

- ③障害の状態が障害等級（1級・2級）に該当していない者
 - ④障害基礎年金の額以上の公的年金（政令で定めるものに限る）を受けている者
 - ⑤刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
 - ⑥少年院、その他これらに準ずる施設に収容されている者
 - ⑦日本国内に住所を有しない者
- （次の日以後、1年以内に指定日（7月31日）が到来する者）
- ⑧障害基礎年金の裁定が行われた日
 - ⑨障害基礎年金の額の改定が行われた日
 - ⑩その全額につき支給が停止されていた障害基礎年金の支給停止が解除された日

第3 市区町村の事務取扱い

1. 受給権者の把握

市区町村は、受給権者の把握については、愛知事務センターから送付される連名簿等に基づき把握する。なお、新規裁定者及び転入者等の把握については、必要に応じ愛知事務センターから送付される「国民年金・短期年金受給権者連絡票」（様式4）等に基づき行う。

2. 所得額の確認

受給権者の所得額の確認については、所得額、所得税額、市町村民税額その他事項を住民票、生活保護の保護台帳又は被保護世帯票、市町村民税課税台帳、国民健康保険税（料）賦課台帳等によりその事実を確認することになるが、この場合は、障害基礎年金受給権者所得額等調査票（様式5）等を作成し的確に把握する。なお、市町村連名簿の作成を電算処理する市区町村においては、電算出力用の連名簿を作成する場合の取扱基準をもとに、所得額を始めたとする出力内容を十分点検する。

3. 公的年金受給状況の確認

- （1）現況届及び所得状況届を受理したときは、公的年金受給状況の聴き取り調査を的確に行う。
- （2）公的年金受給のため一部支給停止の者、又は新たに旧法による公的年金受給権者となった者から現況届及び所得状況届の提出があったときは、支給停止関係届に公的年金額改定通知書の写し等を添付して届出させる。
- （3）新法による公的年金受給者については、支給停止の解除を申請する届出（年金受給選択申出書）を添付することになるので、特に留意する。
- （4）全額支給又は、2分の1の支給となっていた者から、公的年金受給の申出があったときは、前記（2）又は（3）に準じて行う。

4. 現況届及び所得状況届等に係る留意事項

- （1）所得状況届を市町村連名簿で使用するときは、愛知事務センターから送付された連名簿と照合しⒻ（摘要）欄に不突合等の理由を記入する。
- （2）有期認定者から診断書が提出されたときは、愛知事務センターから送付される国年

短期診断書要提出者一覧表（様式6）と照合し、内部障害のうち呼吸器疾患による障害については胸部レントゲンフィルムを、心疾患による障害については心電図及び胸部レントゲンフィルムの添付もれがないよう特に留意する。

- (3) 指定日以降に現況届及び所得状況届の提出があったときは、「国民年金 障害基礎年金 遺族基礎年金 所得状況届」（様式7）を添付のうえ、愛知事務センターもしくは年金事務所へ送付する。

第4 連名簿の審査及び記入要領等

現況届及び所得状況届は、次により審査するとともにその結果を連名簿の所定欄に記入する。

1. 受給権者が転出又は死亡しているとき

(1) 転出しているときは、所得審査は不要である。

(2) 死亡しているときは、所得審査は不要であり、生計同一している遺族等に未支給請求書又は死亡届の提出を指導する。

2. 連名簿の記入要領

連名簿の様式は、市区町村等記入用の3部複写を1組とし、別紙1の項目が出力されているので、市区町村においては、太枠内（④欄）を記入する。

(1) 所得額

受給権者の所得額が、所得制限限度額表（別途連絡）の基準数値を超えるものについては、所得額を記入する。なお、2分の1の支給停止限度額未満のときは、所得額欄に、「限度額以下」と表示し所得額の記入を省略して差し支えないこと。

(2) 扶養親族等の数及び諸控除

①「扶 人」欄は、控除対象配偶者と扶養親族の合計数を記入する。

②「（老扶 人）」欄は、「扶 人」欄に記入したもののうち、老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の控除対象者の合計数を再掲する。

③「（障 人）」欄は、「扶 人」欄に記入したもののうち、特別障害者以外の障害者控除の対象となっている人数を再掲する。（20歳前障害の障害基礎年金受給者を除く）

④「（特障 人）」欄は、「扶 人」欄に記入したもののうち、特別障害者控除の対象となっている人数を再掲する。（20歳前障害の障害基礎年金受給者を除く）

⑤「（特扶 人）」欄は、「扶 人」欄に記入したもののうち、特定扶養親族控除の対象となっている人数を再掲する。

⑥「障・特障・老・寡・寡特・勤」欄は、本人が障害者・特別障害者（20歳前障害の障害基礎年金受給者を除く）、老年者、寡婦（夫）、寡婦の特例、勤労学生の各控除の対象者であるときは、該当事項を○で囲む。

⑦「控除」欄は、受給権者本人が雑損控除、医療費控除、社会保険料控除等の控除を受けているときは、当該事項をそれぞれ○で囲み控除額を記入する。

⑧「控除後の額」欄は、所得額から控除額を引いた額を記入する。

(3) 電算処理により作成する市町村連名簿については、前期(1)～(2)に準じて取り扱う。

3. 連名簿の記入上の留意事項

連名簿の記載内容等を審査した結果、右余白に、次の事項を記入する。

(1) 前々年以前の所得状況届の提出が必要な者は「有り」と記入する。

(2) 他年金受給者で支給停止関係届の提出が必要な者は「支給停止額変更届有り」等と記入する。

(3) 他年金受給で全額支給停止となっている者は「公的年金証書の記号番号」を記入する。

(4) 現況届及び所得状況届の未提出者は「未提出」と記入する。

(5) 診断書の未提出者は「未提出」と記入する。

(6) 他年金受給者で他年金を選択受給している者は、「」と記入する。

(7) 住民基本台帳による確認に基づき次のとおり記入する。

①死亡していることが判明したもの

「〇〇年〇〇月〇〇日 死亡」

②転出していることが判明したもの

「〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇県〇〇市区町村へ転出」

4. 認証

審査記入を完了した連名簿(送付用)には、市区町村長の認証を行う。なお、認証については、連名簿の最終頁の余白に一括認証して差し支えないものとする。

5. 連名簿の添付書類

受給権者が当該年の1月1日現在、他の市区町村に住所を有していたときは、旧住所地の市区町村長の所得・課税証明書を添付する。

6. 連名簿記載内容の訂正

連名簿を愛知事務センターもしくは年金事務所へ送付した後、その記載内容に訂正を要する場合は、「老齢福祉年金等所得状況訂正願」(老齢福祉年金定時届市町村事務処理要領の様式)に訂正後の国民年金 障害基礎年金 遺族基礎年金 所得状況届を添付して送付する。

第5 現況届及び所得状況届等の事務処理スケジュール

現況届及び所得状況届に係る主なスケジュール等

1. 受給権者あてに送付されるもの

現況届及び所得状況届(診断書を含む。)は愛知事務センターから直送・6月末日

2. 愛知事務センターから市区町村へ送付される帳票等

(1) 連名簿(3部複写・様式2の2-1～2の2-3)・・・・・・・・・・6月中旬

(2) 国年短期診断書要提出者一覧表(様式6)・・・・・・・・・・同上

- (3) 公的年金受給者一覧表（一部支給停止者のみ出力。様式8）・・・同 上
- (4) 裁定年月日1年未満者一覧表（様式9）・・・・・・・・・・同 上
- (5) 額改定後1年未経過者一覧表（様式10）・・・・・・・・・・同 上
- (6) 加対者18歳・19歳到達者一覧表（様式11）・・・・・・・・・・同 上
- (7) 住所転入・転出者一覧表（様式12～13）・・・・・・・・6月から9月まで毎月

3. 現況届及び所得状況届等の愛知事務センターもしくは年金事務所への提出期限

8月10日（土休日の場合はその翌日）までに送付する。なお、診断書（レントゲンフィルム等の添付を含む。）が提出された場合は、国年短期診断書要提出者一覧表に処理経過等を記載し、提出期限にかかわらず速やかに送付する。また、受給権者から現況届及び所得状況届等の提出時において、住民基本台帳、課税台帳及び他年金受給の確認をすることにより、現況届及び所得状況届等の記載内容に相違がある場合は別紙2の諸変更届の届書等を提出させる。

4. 現況届及び所得状況届等の愛知事務センターにおける入力時期

OCR帳票による入力時期・・・・・・・・8月1日～9月10日

連名簿の出力内容及び変更関係届書

出力項目	摘 要	関係届書
①年金証書の記号番号	年金種別毎の記号番号順	
②住所	受給権者の住所	住所変更届等
③他年金受給の有無	有 の場合は「アリ」 無 の場合は「空白」	支給停止関係届 選択申出書
④本人	本人の所得額等	
⑤扶養義務者等	扶養義務者の所得額等	
⑥氏名	受給権者の氏名	氏名変更届
⑦生年月日	受給権者の生年月日	再裁定届等
⑧差引	差引認定割合（なければ00）	
⑨傷病名・診断書コード		
⑩年金額	加算額、停止額がある場合は 留意のこと	加算額不該当届
⑪有数・年度	有期年数と起算年度	
⑫等級	障害等級	
⑬年金事務所等の審査	審査と決定事項の記入欄	
備考欄	年金の支給状態（支払保留、 差止、停止）	関係届書

諸 変 更 届

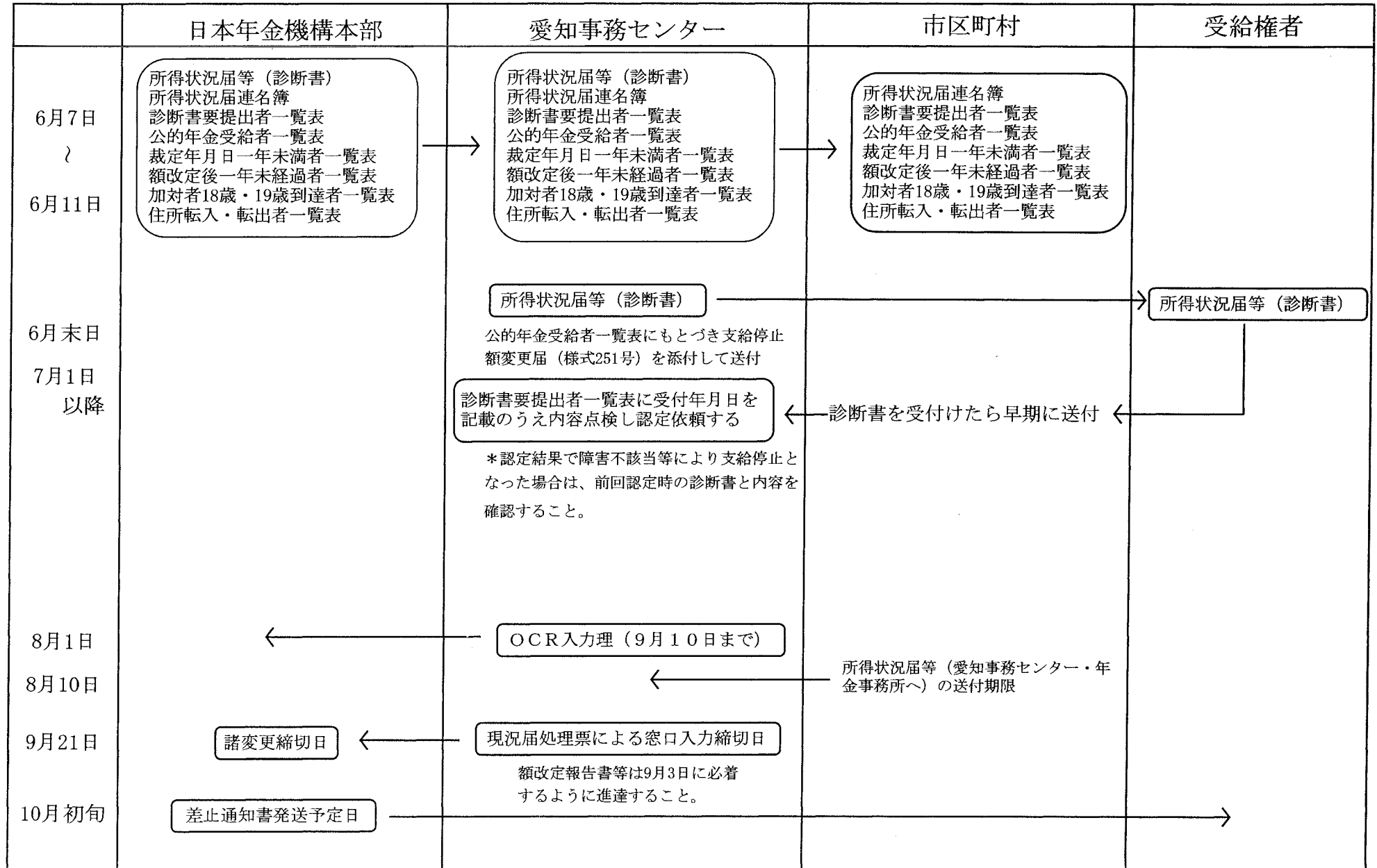
届 書 名	提出を必要とする事由	添 付 書 類
年金受給選択申出書 (様式第201号)	二つ以上の年金のどれか一つを選択するとき（年金の支払いがすべて社会保険庁から行われる場合）	受給権を有する年金の年金証書の記号番号を確認できる書類
年金受給選択申出書 (様式第202号)	二つ以上の年金のどれか一つを選択するとき（年金の支払いが社会保険庁と共済組合の組み合わせの場合）	受給権を有する年金の年金証書の記号番号を確認できる書類
未支給年金・保険給付請求書 (様式第203号)	死亡した人の未払いの年金給付を受けようとするとき	死亡者の年金証書、死亡の事実・身分関係・生計同一を明らかにできる書類等
年金受給権者死亡届 (様式第204号)	年金を受けている人が死亡したとき	死亡者の年金証書、死亡を証する書類
年金受給権者氏名変更届 (様式第237号)	受給権者の氏名訂正・変更	年金証書、戸籍抄本等
年金受給権者住所・支払機関変更届 (様式第238号)	住所・支払機関を変更したとき	
加算額・加給年金額対象者不該当届 (様式第205号)	加算対象者が死亡・養子縁組又は生計維持関係に異動があった場合	
国民年金受給権者支給停止事由該当届 (様式第250号)	他の制度から旧法による公的年金の年金給付を受けられるようになったことなどにより、年金の支給が停止がされるとき	その年金給付の名称・支給額等を明らかにする年金証書の写し等
国民年金障害基礎・遺族基礎年金受給権者支給停止額変更届 (様式第251号)	他の制度から旧法による公的年金の年金給付の支給額の変更などのため支給停止額が変更となるとき	その年金給付の変更後の支給額を明らかにする年金証書の写し等
国民年金受給権者支給停止事由消滅届 (様式第252号)	支給停止事由がなくなったとき	戸籍謄本、診断書等、支給を停止すべき事由が消滅したことを明らかにする書類

障害基礎年金の診断書の種類と主な傷病名

傷病名・コード	主な傷病名
眼の障害 (診断書コード 5)	診断書様式第120号の1
08 視器の疾患・外傷	網膜色素変性症、視神経萎縮、白内障、緑内障、ゆ着性角膜白斑、ブドウ膜炎
聴力・鼻腔・口腔の障害 (診断書コード 4)	診断書様式第120号の2
16 耳の疾患・外傷 (鼻腔・口腔・そしゃく・言語の障害)	感音性難聴、突発性難聴、メニエール病、ろうあ、喉頭摘出術後遺症、上下顎欠損、中枢性平衡失調、外傷性鼻科疾患
肢体の障害 (診断書コード 6)	診断書様式第120号の3
03 骨関節の結核	カリエス、結核性関節炎、股関節結核
07 脳血管疾患	脳卒中、脳梗塞、脳血栓、くも膜下出血
11 脊柱の外傷	脊椎圧迫骨折、脊椎骨粗鬆症
12 上肢の外傷	上肢の切断・骨折
13 下肢の外傷	下肢の切断・骨折
14 その他の外傷	11・12・13以外の外傷
17 脊柱の疾患	脊椎分離症、椎間板ヘルニア、頸(肩)腕症候群、脊椎すべり症
18 関節の疾患	慢性関節リウマチ、先天性股関節脱臼、変形性股関節症、 [膠原病、エリテマトーデス (SLE)]
19 中枢神経系の疾患	パーキンソン病、スモン病、筋ジストロフィー症、ミオパチー、ポリオ、脳性まひ、髄膜炎、脊髄小脳変性症、脳挫傷
精神の障害 (診断書コード 7)	診断書様式第120号の4
05 梅毒	先天性梅毒
06 精神障害 (05、28を除く)	統合失調症(精神分裂病)、躁うつ病、非定型精神病、アルコール中毒精神病、 ウェルニッケ・コルサコフ症候群、アルツハイマー病、ピック病
28 知的障害	知的障害、精神発達遅滞、ダウン症候群、コルネリア・ド・ランゲ症候群、 レット症候群、アスペルガー症候群、自閉症、てんかん、[水頭症]
呼吸器疾患 (診断書コード 2)	診断書様式第120号の5
01 呼吸器系結核	肺結核、[膿胸]
10 じん肺症	じん肺症、珪肺症、石綿症
20 呼吸器系の疾患	喘息、肺気腫、気管支拡張症、肺線維症
心疾患、高血圧 (診断書コード 3)	診断書様式第120号の6-(1)
09 循環器系の疾患	心筋梗塞、狭心症、僧帽弁閉鎖不全症、冠状動脈硬化症、大動脈弁狭窄症、 ファロー四徴症、慢性心包炎、肺性心
27 高血圧	悪性高血圧 (合併症がある場合は、合併症の診断書)
腎・肝疾患、糖尿病 (診断書コード 8)	診断書様式第120号の6-(2)
21 腎疾患	慢性腎炎、腎不全、慢性糸球体腎炎、腎盂腎炎、ネフローゼ症候群
22 肝疾患	肝硬変、肝炎、肝膿瘍
25 糖尿病	糖尿病 (合併症がある場合は、合併症の診断書)
その他の疾患 (診断書コード 9)	診断書様式第120号の7
02 腸・腹膜の結核	腸結核、結核性腹膜炎
04 その他の結核	01・02・03以外の結核
23 消化器系の疾患	胃切除によるダンピング症候群等術後後遺症、クローン病、腸閉塞、直腸腫瘍
24 血液・造血器の疾患	再生不良性貧血、白血病、血小板減少性紫斑病、骨髄腫、[悪性リンパ腫]
26 新生物	癌、肉腫、サルコイドーシス
27 その他	その他の疾患、[全身性強皮症]

所得状況届等事務処理の流れ

(平成22年度)



所得制限の対象となる所得額と諸控除額

1 所得額

総所得金額 (地方税法第32条第1項) 事業(営業・農業・その他)不 動産・利子・配当・給与・雑・ 一時の各所得の合計額	+	退職所得金額 (地方税法32条第1項)	+	山林所得金額 (地方税法32条第1項)	+	土地等に係る事業所得等の金額 (地方税法附則第33条の3第1項)			
		長期譲渡所得の金額 注1 (地方税法附則34条第1項)	+	短期譲渡所得の金額 注1 (地方税法附則35条第1項)	+	商品先物取引に係る雑所 得等の金額 (地方税法附則第35条の4第1項)	+	条約適用利子等の額と条約 配当金等の合計額 (租税条約実施特例法第3条の2 の第4項と第6項)	=
施行令第6条の2第1項に 規定する所得金額の合計額									

注1 租税特別措置法の規定による特別控除額を控除しないで計算した額であること。

2 控除額

雑損控除額 (地方税法34条第1項第1号)	+	医療費控除額 (地方税法34条第1項第2号)	+	社会保険料控除額 (地方税法34条第1項第3号)	+	小規模企業共済等掛金控除額 (地方税法34条第1項第4号)	+	配偶者特別控除額 (地方税法34条第1項第10号の2)			
障害者控除 注2 地方税法34条第1項第6号	+	特別障害者控除 注2 地方税法34条第1項第6号	+	寡婦(夫)控除 (地方税法34条第1項第8号)	+	寡婦(夫)控除の特例 (地方税法34条第3項)	+	勤労学生控除 (地方税法34条第1項第9号)			
肉用牛の売却による事業所得に対す る所得割の免除に係る所得の額 (地方税法附則第6条第1項)										=	施行令第6条の2第2項 に定める控除額の合計

注2 障害基礎年金の所得を計算する場合において、受給権者本人は控除できない。(施行令6条の2第2項)
 配偶者、扶養親族が障害者の場合で年金種別が26, 63(平成6年法改含む)の障害基礎年金受給者については控除できない。

控除額一覧表

(平成22年度)

		受給権者本人の所得から控除されるもの	
		障害基礎年金	
雑 損 控 除		控除相当額	
医 療 費 控 除		同上	
社 会 保 険 料 控 除		同上	
小規模企業共済等掛金控除		同上	
配 偶 者 特 別 控 除		同上	
配偶者・扶養親族が該当する場合	障 害 者 控 除	*	270,000
	特 別 障 害 者 控 除	*	400,000
所得者本人が該当する場合	障 害 者 控 除	_____	
	特 別 障 害 者 控 除	_____	
	老 年 者 控 除	_____	
	寡 婦 (夫) 控 除	270,000	
	寡 婦 控 除 の 特 例	350,000	
	勤 労 学 生 控 除	270,000	
肉用牛の売却による事業所得に対する所得割の免除に係る所得の額		免除所得額	

* 20歳前障害の障害基礎年金受給者を除く(令6条の2第2項2号)

平成22年度における所得制限限度額表

(平成14年8月改定)

所得の区分				扶養親族等の数							備 考
				0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人		
本 人 所 得	老 齢	全額支給停止	収 入	2,536,000	3,080,000	3,620,000	4,096,000	4,572,000	5,044,000	政令における 限度額は、所 得ベースで規 定している	
			所 得	1,595,000	1,975,000	2,355,000	2,735,000	3,115,000	3,495,000		
	障 害	全額支給停止	収 入	6,452,000	6,890,000	7,312,000	7,734,000	8,157,000	8,579,000		
			所 得	4,621,000	5,001,000	5,381,000	5,761,000	6,141,000	6,521,000		
	得 害	一部支給停止	収 入	5,184,000	5,656,000	6,132,000	6,604,000	7,027,000	7,449,000		
			所 得	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	5,504,000		

(*) 扶養親族等が老人控除対象配偶者・老人扶養親族である場合は一人につき10万円を、特定扶養親族である場合は一人につき25万円を上記に加えた額とする。

福祉年金等と他の公的年金等との併給調整・併給制限一覧表
 ☆支給 ○選択 ●支給停止

他の公的年金等の種類	国民年金法による年金	厚生年金保険法による年金	船員保険法による年金	国家公務員等共済組合法による年金	地方公務員等共済組合法による年金	私立学校教職員共済組合法による年金	農林漁業団体職員共済組合法による年金	旧国民年金法による年金	旧厚生年金法による年金	旧船員保険法による年金	旧国家公務員等共済組合法による年金	旧地方公務員等共済組合法による年金	旧私立学校教職員共済組合法による年金	旧農林漁業団体職員共済組合法による年金	国会議員互助年金法	地方議会議員共済会が支給する年金	地方公務員の退職年金に関する条例による年金	厚生年金保険法附則28条の規定による年金	執行官法附則13条の規定による年金
国民年金法による年金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
厚生年金保険法による年金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
船員保険法による年金	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
国家公務員等共済組合法による年金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
地方公務員等共済組合法による年金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
私立学校教職員共済組合法による年金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
農林漁業団体職員共済組合法による年金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
旧国民年金法による年金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
旧厚生年金法による年金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
旧船員保険法による年金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
旧国家公務員等共済組合法による年金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
旧地方公務員等共済組合法による年金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
旧私立学校教職員共済組合法による年金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
旧農林漁業団体職員共済組合法による年金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
国会議員互助年金法	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
地方議会議員共済会が支給する年金	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
地方公務員の退職年金に関する条例による年金	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
厚生年金保険法附則28条の規定による年金	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
執行官法附則13条の規定による年金	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●

〔国民年金法36条の2、60改附11条、28条10号、32条9項、
 施行令4条の9、5条の3、措置法46条〕

他の公的年金等の種類	国民年金法30条の4による障害基礎年金	60改附25条による障害基礎年金	60改附28条による遺族基礎年金	老齢基礎年金
恩給法による増加恩給、傷病年金、特別傷病恩給、公務扶助料、特別扶助料（負傷、疾病又は死亡の当時の階級が大尉又はこれに相当するもの以下であった者に限る）	☆	☆	☆	☆
上記以外の恩給法による年金	●	●	●	●
戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金（軍人軍医又は軍軍医であった者）、遺族年金、遺族給年金	☆	☆	☆	☆
上記以外の戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金	●	●	●	●
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法により国家公務員等共済組合連合会が支給する障害年金、殉職年金	☆	☆	☆	☆
上記以外の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法により国家公務員等共済組合連合会が支給する年金	●	●	●	●
国家公務員等共済組合連合会又は国家公務員等共済組合で、JR各社、若しくは日本電信電話株式会社に所属する職員をもって組織するものが支給する障害年金、公傷年金、殉職年金	☆	☆	☆	☆
上記以外の国家公務員等共済組合連合会又は国家公務員等共済組合で、JR各社、若しくは日本電信電話株式会社に所属する職員をもって組織するものが支給する年金	●	●	●	●
未知遺者留守家族等援護法による留守手当	●	●	●	●
労働者災害補償保険法による年金	●	●	●	●
国家公務員災害補償保険法による年金	●	●	●	●
地方公務員災害補償保険法及び条例による年金	●	●	●	●
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づく条例の規定による年金	●	●	●	●

<参考>

陸海軍階級一覽表

区 分	陸 軍	海 軍 (S.17.11.1 以降)
将 校	大 将	
	中 将	
	少 将	陸
	大 佐	軍
	中 佐	と
	少 佐	同
	大 尉	じ
	中 尉	
	少 尉	
准士官	准 尉	兵 曹 長
下士官	曹 長	上 等 兵 曹
	軍 曹	一 等 兵 曹
	伍 長	二 等 兵 曹
兵	兵 長	水 兵 長
	上 等 兵	上 等 水 兵
	一 等 兵	一 等 水 兵
	二 等 兵	二 等 水 兵

戦争公務に関係のある公的年金の見分け方

戦争公務であるものについて

○印はすべて該当

△印は一部該当

区分	年金の名称	証書の記号	戦争公務であるもの	備考
恩給 法 (文官)	文官	普通恩給	ふ い	
		増加恩給	ふ ろ	△
		傷病年金	ふ へ	△
		普通扶助料	ふ は	
		公務扶助料	ふ に	△
		増加非公死扶助料	ふ ほ	
	教育職員	普通恩給	き い	
		増加恩給	き ろ	△
		傷病年金	き へ	△
		普通扶助料	き は	
		公務扶助料	き に	△
		増加非公死扶助料	き ほ	
	警察監獄職員	普通恩給	け い	
		増加恩給	け ろ	△
		傷病年金	け へ	△
		普通扶助料	け は	
		公務扶助料	け に	△
		増加非公死扶助料	け ほ	
	待遇職員	普通恩給	た い	
		増加恩給	た ろ	△
傷病年金		た へ	△	
普通扶助料		た は		
公務扶助料		た に	△	
増加非公死扶助料		た ほ		
執行吏	普通恩給	し		
国金職員	互助年金	こ		
文官たる水兵 (陸海軍)	普通恩給	く い		
	増加恩給	く ろ	○	
	傷病年金	く へ	○	
	普通扶助料	く は		
	公務扶助料	くに	○	

文官で次に掲げるときの傷病又は死亡を原因とするものは戦争公務として取り扱う。

- ① 戦地において文官として勤務中に戦時災害を受けたとき。
- ② 軍の要請に基づいて戦争に参加したとき。
- ③ 戦犯とし拘禁中のとき。
- ④ 未帰還公務員が帰国するまでの間のとき
- ⑤ 終戦に関連し、いわゆる責任自殺をしたとき。

区分	年金の名称		証書の記号		戦争公務であるもの	備考	
戦傷病者戦没者遺族等援護法	障害年金	給ア	陸軍のとき	「リ」と死亡者の本籍地の別	○	<p>恩給法上の公務員とされない軍属・準軍属および公務扶助料等の受給資格が認められない内縁の妻などを対象とする。</p> <p>軍人恩給と同様、種類、内容により、一般と戦争公務を区別する。</p> <p>記号は、障害・遺族とも一般、戦争公務の区別がない。</p>	
	遺族年金	給イ			軍属 △		
	遺族給与金	給ウ	海軍のとき	「か」と元の地方復員部の別 横須賀よくさ 呉佐世保	準軍属 △		
旧令特別付設法（陸海軍）	退職年金					<p>軍属、準軍属で戦地等での傷病又は死亡を原因とするものは戦争公務として取り扱う。</p>	
	廃失年金						
	遺族年金						
	障害遺族年金						
	戦争公務によるもの 障害年金 殉職年金		○障 ○殉		△ △		
国家公務員等共済組合法	退職年金					<p>60改正法による 障害共済年金 遺族共済年金 を含む。</p> <p>軍属で戦地等での傷病又は死亡を原因とするものは戦争公務として取り扱う。</p>	
	廃失年金						
	遺族年金						
	減額退職年金						
	通算退職年金						
	障害遺族年金						
	船員老齢年金						
	船員障害年金						
	船員遺族年金						
	算繰年金						
	障害年金 (戦争公務のとき)		○障	逓信省共済組合における配属係人関係	△		
	殉職年金 (戦争公務のとき)		○殉		△		
	勤労年金						
	脱退年金						
未婚還者年金							
厚生年金保険法	老齢年金					<p>60改正法により 障害厚生年金 遺族厚生年金を含む</p>	
	通算老齢年金						
	障害年金						
	遺族年金						
	川法	養老年金					
		障害年金 遺族年金 寡婦年金 かん次年金 遺児年金					

区分	年金の名称	証書の記号	戦争公務であるもの	備考	
恩給法(文官)	増加非公死扶助料	くほ 仙・東 長・大 広・熊			
	警察監獄員たる軍属(陸海軍)				
	普通恩給	く い			
	増加恩給	く ろ	○		
	傷病年金	く へ	○		
	普通扶助料	く は			
恩給法(軍人)	公務扶助料	くに 仙・東 長・大 広・熊	○		
	増加非公死扶助料	くほ 仙・東 長・大 広・熊			
	普通恩給	り い		旧軍人・旧準軍人(士官候補生・海軍兵学校の生徒等)等で戦争公務によらない普通恩給等は一般の公的年金として取り扱う。 ただし、普通恩給が増加恩給又は傷病年金に供給されている場合は戦争公務として取り扱う。	
	増加恩給	り ろ	○		
	傷病者遺族年金	り り			
	傷病年金	り へ	○		
	特例傷病恩給	り ち	○		
	普通扶助料	り は			
	公務扶助料	りに 仙・東 長・大 広・熊	○		
	増加非公死扶助料	りほ 仙・東 長・大 広・熊			
	海軍	普通恩給	か い		
		増加恩給	か ろ		○
傷病年金		か へ	○		
特例傷病恩給		か ち	○		
普通扶助金		か は			
公務扶助料		かに 仙・東 長・大 広・熊	○		
軍人特例扶助料	増加非公死扶助料	かほ 仙・東 長・大 広・熊			
	旧陸軍軍人	り と	○		
	旧海軍軍人	か と	○		